



佐世保市子ども・子育て支援事業計画 (中間年見直し版)

1 主 旨

子ども・子育て支援法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うために計画の見直しが必要となるため、市町村は、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされている(平成 26 年内閣府告示第 159 号[基本的指針])。

これに基づき、佐世保市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しを行うもの。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1)教育・保育の量の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度
1 号	3,098	3,068
2 号	3,563	3,529
3 号(1・2 歳児)	2,506	2,526
3 号(0 歳児)	1,095	1,091
合計	10,262	10,214

(2)教育・保育の量の見込みと確保方策

		平成 30 年度 10,262 人			平成 31 年度 10,214 人		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
量の見込		3,098	3,563	3,601	3,068	3,529	3,617
確保方策	特定教育 保育施設	2,396	3,530	3,575	2,366	3,496	3,591
	特定地域型 保育事業	0	20	9	0	20	9
	確認を受けない 幼稚園	702	0	0	702	0	0
	認可外 保育施設	0	13	17	0	13	17
合計		3,098	3,563	3,601	3,068	3,529	3,617

(3)見直しの方向性

1～3号認定それぞれについて、乳幼児人口の上振れ要因を考慮する中で、平成 27、28 年度の入所児童数等の実績を踏まえ、年度途中での入所希望も含み置いた量の見込みとなるよう見直す。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

		平成 30 年度	平成 31 年度
①利用者支援事業 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	量の見込み (設置か所数)	2 か所	2 か所
	確保方策 (設置か所数)	2 か所	2 か所
②地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	量の見込み (月当たり延べ利用人数)	10,000 人	10,000 人
	確保方策 (開設か所数)	10 か所	10 か所
③妊婦健康診査 乳幼児妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や保健指導の実施、また妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。	量の見込み (受診人数) (延べ受診回数)	2,260 人 25,230 回	2,260 人 25,230 回
	確保方策 (実施体制)	【実施場所】医療機関 【実施時期】随時実施	
④乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	量の見込み (対象者数)	1,930 人	1,930 人
	確保方策	市において実施	
⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。	量の見込み (延べ人数)	280 人	280 人
	確保方策 (実施体制)	市において実施	
⑥子育て短期支援事業(ショートステイ) 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。	量の見込み (延べ利用人数)	98 人	98 人
	確保方策 (延べ利用人数)	98 人	98 人
⑦ファミリー・サポート・センター事業 乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	量の見込み (延べ利用人数)	1,700 人	1,700 人
	確保方策 (延べ利用人数)	1,700 人	1,700 人

			平成 30 年度	平成 31 年度
⑧一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	幼稚園 在園児	量の見込み (延べ利用人数)	93,000 人	93,000 人
		確保方策 (延べ利用人数)	93,000 人	93,000 人
	幼稚園 在園児以外	量の見込み (延べ利用人数)	6,320 人	6,000 人
		確保方策 (延べ利用人数)	6,320 人	6,000 人
⑨延長保育事業(時間外保育) 通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業。		量の見込み (利用実人数)	3,930 人	3,870 人
		確保方策 (利用実人数)	3,930 人	3,870 人
⑩病児保育事業 病児、病後の回復期にある児童について、病院・保育所等の専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。		量の見込み (延べ利用人数)	3,200 人	3,200 人
		確保方策 (延べ利用人数)	9,702 人	9,702 人
⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) 保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。		量の見込み (利用実人数)	2,694 人	2,686 人
		確保方策 (利用実人数)	2,846 人	2,846 人

